

新潟市液状化等被害住宅建替・購入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和6年1月1日の令和6年能登半島地震による揺れや液状化等により被災した住宅（以下「被災住宅」という。）の建替・購入を支援することを目的として、その費用の一部を補助する新潟市液状化等被害住宅建替・購入事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 罹災証明書

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2に基づき、新潟市長が証明した書面

(2) 住宅

本市の区域内（以下「市内」という。）に存する専ら居住の用に供する建築物で次のいずれかに該当するものをいう。

ア 戸建住宅

独立した一棟の住宅であって、一の住戸を有するもの

イ 共同住宅

住戸の玄関に至る階段、廊下等の共用部分を有する住宅で、二以上の住戸を有するものの

ウ 長屋

共用部分（屋上、外壁、バルコニー、ベランダ、共用廊下等）を持たない住宅で、二以上の住戸を有するもの

エ 併用住宅

店舗、事務所、作業場その他居住の用に供する部分以外の部分（以下「事業専用部分」という。）と居住の用に供する部分を有するもの

オ 賃貸住宅

居住している世帯を構成する者が所有しておらず、賃貸借契約の締結により居住するもの

(3) 建替え

被災住宅に替えて住宅を建築することをいう。ただし、被災した住宅の一部分を建築するものを除く。

ア 現地建替え

被災住宅と同一敷地内（罹災証明書に記載の罹災住家の所在地と同じ地番を含む土地）での建替え

イ 移転建替え

市内における現地建替え以外の建替え

(4) 購入

被災住宅に替えて不動産売買契約により市内に存する住宅の買受けをすること

(5) 世帯主

罹災証明書の交付を受けた被災住宅の世帯主

(6) 沈下防止工事

住宅の基礎下部の地盤補強工事（住宅を安全に支えるために地盤を補強（固化、補強、締固め又は置き換えによる）する工事）又は杭地業の工事

(7) 耐震性

地震に対する住宅の安全に係る性能で、次のいずれかに該当するものであること

ア 昭和57年1月1日以降に建築されたもので、当該家屋の登記事項証明書にその記載があるもの

イ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章及び第5章の4の規定又は

建築物の耐震改修の促進に関する法律第 17 条第 3 項第 1 号の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準に適合するもの

(補助金の交付対象)

第 3 条 この要綱において補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）

は、建替え（以下「対象建替え」という。）及び購入（以下「対象購入」という。）とする。

2 補助金の交付の対象となる者は、対象建替え又は対象購入を実施する者で次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業補助金交付要綱における補助事業を行う又はその予定がある者を除く。

(1) 罹災証明書の交付を受けた者

(2) 罹災証明書の交付を受けた者より補助事業の実施について委任された罹災証明書の交付を受けた者の配偶者又は扶養義務者（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項により規定）

3 罹災証明書の交付を受けた者の罹災証明書における住家の被害の程度は中規模半壊、大規模半壊又は全壊であること

4 対象建替え及び対象購入により取得する住宅は、次に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 世帯主又はその世帯を構成する者が住み続けるものであること

(2) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）その他関係法令に違反していないこと

(3) 耐震性があるもの

5 罹災証明書の被災住宅は補助事業完了時までには除却すること。ただし、次の各号のいずれかの場合は、この限りでない。

(1) 被災住宅が賃貸住宅である場合

(2) 補助事業完了時より 1 年以内に被災住宅の除却が見込まれる場合

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、対象建替え及び対象購入に係る経費とする。ただし、次の各号に掲げる経費、消費税及び地方消費税相当額を除く。

- (1) 土地の購入に係るもの
- (2) 併用住宅にあつては、事業専用部分に係るもの（事業専用部分の経費は面積按分による。）
- (3) 住宅以外の建築物又は工作物に係るもの
- (4) 被災住宅の除却に係るもの
- (5) 本市の他の助成事業の補助金交付を受けている又は受ける予定のもの
- (6) その他補助の対象として市長が不適当と認めるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の限度額、補助率、申請回数は、別表に定めるとおりとする。

2 補助対象経費に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年3月7日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和6年10月7日から施行し、令和6年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

住家の被害の程度	補助金の限度額	補助率	申請回数
全壊	1 0 0 万円	1 0 ／ 1 0	1
大規模半壊	1 0 0 万円	1 0 ／ 1 0	1
中規模半壊	5 0 万円	1 0 ／ 1 0	1
備考 現地建替えて沈下防止工事を行った場合、その経費と 5 0 万円のいずれか少ない額を加算する。			